

地方公務員の労働基本権の在り方に関する考え方

地方公共団体は、国とは異なり住民生活に密着した多様な行政事務を担っていること等を踏まえ、地方公務員の労働基本権の在り方について、単純に国家公務員と同様に考えることなく、地方公共団体の実情を十分踏まえた検討が必要と考える。

仮に、給与等の勤務条件について団体協約の締結を認めることとする場合についての本会の考え方は下記のとおりである。

記

- 1 現行法では、地方公務員の給与等の勤務条件については、住民代表としての意思決定機関である議会による審議、議決を経て条例で定めることとしているが、労使間の交渉に基づく団体協約の締結を認めることとする場合においても、最終的な勤務条件の決定については、住民代表としての議会に委ねることとし、現行法と同様、条例で定めることとすべきである。
- 2 地方公務員の給与等の勤務条件について、住民の理解・支持を得るためには、国家公務員や他の地方公共団体の職員、民間事業従事者の給与等との均衡の観点からの検討が不可欠である。

均衡の観点からの検討のためには、国家公務員や他の地方公共団体の職員の勤務条件、民間給与の実態などについての客観的な指標が必要であり、この客観的指標の作成についての手立てを講じるとともに、議会が当該条例を審議するに際しては、これら客観的指標の添付を義務付けることとすべきである。

平成23年5月11日

全国市議会議長会